

# 令和6年第15回教育委員会議事録

令和6年9月4日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和6年9月4日(水)午後2時00分～午後3時26分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 渋谷 正宏 委員 對馬 初音

委員 伊井 希志子 委員 前田 小百合

委員 大川 康德

出席説明員 事務局次長 岡本 勝実 学校整備・支援担当部長 高山 靖  
生涯学習担当部長

庶務課長 渡邊 秀則 学務課長 森 令子  
学校ICT担当課長

特別支援教育課長 河合 義人 学校支援課長 中曾根 聡  
就学前教育  
支援センター所長

学校整備課長 安川 卓弘 学校整備担当課長 鈴木 伸建

生涯学習推進課長 本橋 宏己 済美教育センター  
所長 古林 香苗

済美教育センター 加藤 則之 済美教育センター  
統括指導主事 清水 里恵  
統括指導主事

済美教育センター 半野田 聡 中央図書館長 出保 裕次  
教育相談担当課長

事務局職員 庶務係長 池田 佳世 法規担当係長 中野 雄介

担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 1名

## 会議に付した事件

### (議案)

議案第54号 杉並区立杉並第一小学校併設1施設移転改築工事設計等業務委託受託者候補者選定委員会の設置について

### (報告事項)

- (1) 「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」の骨子案について
- (2) 学校徴収金の公会計化の今後の方向性について
- (3) 中学校特別支援教室拠点校の増設に伴う巡回指導エリアの変更について
- (4) 杉並区立杉並第一小学校の改築に向けた取組について
- (5) 阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業計画変更に伴う仮換地指定の同意について
- (6) 杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルの改定について
- (7) 高円寺駅前図書サービスコーナーの移転について

## 目次

### 議案

議案第54号 杉並区立杉並第一小学校併設1施設移転改築工事設計等業務委託受託者候補者選定委員会の設置について	33
--	----

### 報告事項

(1) 「(仮称)杉並区いじめ防止対策推進条例」の骨子案について	4
(2) 学校徴収金の公会計化の今後の方向性について	18
(3) 中学校特別支援教室拠点校の増設に伴う巡回指導エリアの変更について	22
(4) 杉並区立杉並第一小学校の改築に向けた取組について	26
(5) 阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業計画変更に伴う仮換地指定の同意について	26
(6) 杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルの改定について	4
(7) 高円寺駅前図書サービスコーナーの移転について	30

**教育長** 定刻になりましたので、ただいまから令和6年第15回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に前田委員とのご指名がございました。よろしくお願いいたします。

本日の議事日程について、議案が1件、報告事項7件を予定しております。以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入りますが、議案第54号につきましては、杉並区情報公開条例第6条第1項第5号の規定による区的意思形成過程上の案件となっております。したがって、議案第54号の審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず報告事項の聴取から行います。事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、内容に関連性が高いので、報告事項の1番と6番、「『(仮称)杉並区いじめ防止対策推進条例』の骨子案について」及び「杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルの改定について」を連続して説明させていただきます。

まず、報告事項1番につきましては、私、庶務課長からご説明を申し上げます。

それでは、資料の方をご覧ください。「(仮称)杉並区いじめ防止対策推進条例」の骨子案というところでございます。

近年、区におけるいじめ問題につきましては、多様化、複雑化しております。かつ、件数も増加傾向にある。昨年度重大事態が4件発生しておりますが、今年につきましても新たに2件発生しているということで、これまでになく厳しい状況となっております。

区では、今後いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するということで、杉並区がいじめ防止対策推進条例の制定に向けまして、この間、子どもたち、または保護者、学校関係者へのアンケート等を実施して様々な意見聴取を行いながら、その内容について検討してまいりました。

この内容を踏まえて取りまとめをいたしました条例の骨子原案につきましては、附属機関であります杉並区のいじめ問題対策委員会において審議をさせていただいて、骨子案として最終的に策定をいたしました。そのことについて、以下のとおり、取組内容についてご説明を申し上げます。

まず、1番でございますが、区民等からの意見聴取の概要ということで、資料、別紙1をご覧ください。

それぞれ(1)子どもからの意見聴取ということで、区立学校に在籍する5年生、6年生並びに中学生を対象としたアンケートを実施いたしました。WEBによる回答ということで9,000件の件数が載っておりますが、それぞれいじめに対する考え方とか相談先だとか、そういったものについていろいろなお答えを頂いたものです。

2番目に保護者・教員からということで、それぞれ7月に小・中それぞれのPTA協議会へ出向いて行って、いろいろな意見を役員の方たち中心でしたけれども、お話をお聞きいたしました。また、保護者向けへのアンケートなんかも実施しているところでございます。保護者からは3,563件ということでご回答を頂いております。

さらに、学校関係者ということで、学校長、当然小学校四十数校、中学校も23校ということで頂き、なおかつ各学校の生活指導主任の方も参加しておりましたので、その方にもアンケートということでご意見頂きました。これは各学校1名ずつ出席ということで、最終的には45人ぐらいから結果を頂いているという内容でございます。

それ以外、いじめ問題対策委員会におきまして、審議して幾つか質疑応答がされていますので、それは最後のところについておりますが、そういった形でご意見を頂いたところでございます。

これらの意見に基づいて、資料の2、条例に盛り込みました内容ということで、別紙2が骨子案になってございます。

もともと国の方で法律がございいますので、その法律を横引きするような形で条例の制定というのを考えておるところでございますが、そこに書いてあるのは、まず条例の目的、基本理念、いじめの定義だとか禁止をうたう、また学校、更に保護者の責務なんかについても規定していこう。そして、いじめの防止基本方針、これは既に杉並区では制定しているものですけれども、それらの制定についても明記していく。さらに、

いじめ防止のための措置、啓発活動、相談体制の整備についても言及していくこととなります。

また、重大事態への対処ですが、現在、教育委員会の附属機関であるいじめ問題対策委員会というところが、発生した場合には調査をして、報告書を出すことになっているのですが、その報告書の内容に、例えば加害者、保護者なんかから異議があるとか、問題があった場合には、首長が再調査できるという規定がありますので、今まで杉並区では、その再調査の附属機関については規定がございませんでしたが、この条例の中にきちんとそれを前もってうたおうということで、それらの問題、調査委員会の設置について規定していこうというものでございます。

資料の括弧2が区民等の意見を踏まえた事項ということで、先ほど別紙1でいろいろな意見だとかアンケートでお声を頂戴していますので、法律には書いていないけれども、独自にこういった文言を少し足そうとか、この辺をもう少し膨らませようということで、大きく3点示しております。

まず1番目ですが、児童・生徒は、互いの人権を尊重してということで、そういった規定を設けよう。また、2番目に、区民だとか関係機関については、そういったいじめの対策の措置に協力するというのを規定していこう。さらに、3番目については、当然いじめの被害者の支援だとかは手厚くやってきているのですが、いじめを行った者については、指導以外に支援が必要だろう。心に闇を抱えている子どもたちも多いですので、そういったものもきちんとうたう規定にしようということを考えているところです。

資料の3の今後の主なスケジュールということで、今月、区議会が開かれますので、そちらで同じように条例の骨子案を報告させていただく、また、9月から10月にかけてパブリックコメントということで、広く区民の方からもご意見を頂き、それを取りまとめた上で、年明けの第1回区議会定例会の中で条例案として正式に出して、4月1日の施行を目指すものでございます。

また、資料の一番最後には、いじめ重大事態が起こった際の調査の流れということで、フロー図がついておりますので、これはご参考というものでございます。

概要については以上でございます。

続きまして、関連するもので、6番の報告事項、済美教育センター統括指導主事からご説明を申し上げます。

**統括指導主事（加藤）** それでは、杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルの改定についてご報告いたします。

こちらの基本方針とマニュアルにつきましては、本来であれば条例に基づいて作成を進めていって、条例制定後に改定として周知していくべきものではございますが、条例が令和7年1月の議会に提出をする流れとなっておりまして、令和7年4月に施行と、そうした流れの中、学校に次年度からこの条例を基にして作成した基本方針とマニュアルに基づいていじめ対策を行っていただくことを考えますと、早期に学校に対して示して、こちらに基づいて学校のいじめ防止基本方針の見直しを図っていただく、そうした意味も込めて、このタイミングで既に校長会にて学校には周知をしたところでございます。

内容につきましては、資料にございますように、それぞれ基本方針とマニュアルについて、主な変更点ということで示しております。

具体的に申し上げますと、基本方針の方はそれだけ項目を記載しておりますが、大幅に改定したというよりも、例えば主な変更点の一番上にありますように、いじめ防止対策推進法の条文を全体的に明記したりですとか、区の教育委員会の施策として行っているものの内容を更新したり、注釈をより詳しく記載したりですとか、これまでのものに付け加える形で変更を施したというのがベースになっております。

一方、いじめ対応マニュアルの方は全面改定を行っております。マニュアルをご覧いただきますとお分かりになると思うのですが、フロー図を記載しまして、学校がそのフロー図を見ていじめの未然防止から、そして、いじめが起きた後にどう対応すべきかというのを一目で見て動けるような形で今回作成をしております。

加えて、東京都教育委員会で作成した「子どもの変化に気づくためのチェックリスト」、こちらもそのままの形で載せておりまして、学校の教職員が、このチェックリストを見ながら、日々子どもたちの様子を見守って、「あれ？」と思った時に、例えば隣のクラスの教員と共有したり、学年で共有したり、学校の中の委員会で、そして、管理職とやり取りをしていじめ問題対策委員会で取り上げて協議するなど、様々対応できるように考えてマニュアルを作成しております。

そして、基本方針、マニュアル、両方ともいじめ重大事態に係る記載というのを充実させております。特にマニュアルの方には、いじめ重大事態になった場合のフロー図というのも別途作成しております、そちらを見ながら学校が対応を進めていくことができるように考えております。

最後になりますが、こちらのいじめ対応マニュアルにつきましては20ページ余り、それなりの分量になっていますので、当然各学校の教職員にはこちらをしっかりと読み込んでいただいて対応していただきたいのですが、何か対応すべき事案が起きた際に、ぱっと見て動くことができるように、現在済美教育センターの方でこのマニュアルをもっとスリム化して、例えばですけれども、A3両面でまとめて、それを教職員が自分の手元に置いておいて、何かの時にそれを見ながらすぐ対応できるような、リーフレットのようものを今年度中には早期に学校に配布して対応できるようにしていきたいと考えています。

私からは以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

**大川委員** このいじめに関する問題について、非常に課題も多いところだと思うので、幾つか質問というか意見も含めてさせてください。

まず、大きなところからいうと、ちょうど同じタイミングで文科省からいじめの重大事態の調査に関するガイドラインが改定されて、恐らく公表されたのがここ数日内のことだと思います。そうすると、今回作られたいじめの重大事態の調査に関する事項もまだそれが反映されていないことになろうと思いますから、できるだけ速やかにそれを取り入れながら変更していくことになると思いますが、そこに向けての取組の予定とかがあれば教えてほしいのが1点です。

あとは、杉並区でもちょうど子どもの権利擁護に関する施策に関して必要な事項についてというか、答申が別のところからもされていて、そこでも非常にいろいろな多角的な意見が答申として出されていました。それも恐らくすごく参考になる事柄が書かれております。そことの連携があるのかないのが分からなかったのを教えてください。

あと、若干各論になりますけれども、区長と教育委員会がそれぞれいじめ調査委員会といじめ対策調査ですかね、連携してそれぞれ調査して

いくことになるようなのですが、一般的な平時に区長と教育委員会が連携したり意見交換したりしていくことというのは計画されているのか、できればそういう計画などもしていただきたいと思います。

あとは、最後に1点だけ。細かなところにわたるかもしれませんが、まず、いじめが起こる、いじめが認知されると、学校の中で学校いじめ対策委員会が現時点でも設置されて、そこで校長先生と教員がいろいろと調整を図っていくという流れになってはいますが、私が知っている限りでも、アンケートにもありましたが、その基準がよく分からない。この委員会をどういう時に立ち上げていいのかというのが不明確だということと、現場の先生だけでこれをしていくのは非常に負担が大きいなと思います。いじめ防止対策推進基本方針の9ページで、学校いじめ対策委員会の設置について、必要に応じてとか、スクールソーシャルワーカーとか弁護士、警察経験者など、子ども家庭支援センター職員等も加えるとありますので、これをもっと積極的に加えられるような、つまり学校の負担を軽減できるような対策をぜひ講じてもらいたいと思います。

ごめんなさい、1点と言いつつも1点ありました。記録の作成・保存というのが次の10ページにあります。昨今のいじめの事件で我々弁護士が介入する場合には、大抵行政に対して公文書の開示請求をします。それを基にしてそれぞれ加害者側とされた側、被害者側とされた方が法的な検討をするに当たって、学校が保有している文書をまず出してもらうということで、そうすると現場の先生にとっても後々開示請求対象となって、それが法廷に出される可能性がある文書をどう作成して、どう保管したらいいかというのはものすごく悩まれるところだと思うので、ここについてもぜひサポートを十二分にさせていただきたいと思います。いずれも学校の現場の先生が負担をできるだけ軽くしながら、きちんとした教育に向き合っていたいただくための対応をしていただきたいと思います。

多くなりましたが以上です。

**庶務課長** ありがとうございます。

では、ちょっと私の方から2点目ですかね、子どもの権利条例に関することと、あと3番目に区長で再調整をする関係のところのご質問にお答えさせていただきます。

一番最初の子どもの権利条例につきましては、今、大川委員からご指

摘があったように、同じ時期、来年の4月を目途に条例制定ということで、子ども家庭部門の方で検討をずっとされてきました。私も事務局の1人として教育委員会も入ってくださいということだったので、審議の方は聞かせていただきました。

子どもの権利条例ですので、本当に権利は幅広いものがございます。その中でも一部、当然学校で平穩に学習する、暮らせる権利という中でいじめを受けないのだということも幾つかの委員からはご質問が出たり、そういったものも内容に盛り込むということは聞いております。

具体的に我々と関係があるのが、権利を侵害された時の回復の方法ということで、何らかの相談機関を設けるという意向が子ども家庭部にはあり、それがオンブズマン制度なのか、それとも特定の窓口を設けてそこで受けるのかというのは、今いろいろ考えているようでございます。いずれにしてもその機関で、もしいじめということで相談があった場合には、当然関係する学校だとか教育委員会と連携してその案件には対処していくということは確認しておりますので、当然子どもの権利という大きな中には、学校生活が穩便でいじめられないということを含んでいるという前提で、我々も大いに注目している条例でございますので、連携して今後やってまいりたいと思っております。

3番目、調査委員会が改めて区長部局に設けられるというものでございますが、これはあくまでも並立してやるものではなくて、重大事態が起こった時に、まずは教育委員会の附属機関の方が調査をして報告書を作成します。その結論について、「いや、これはよく調査がされていないんじゃないか」とか、「この結論はちょっと無理があるんじゃないか」とか、保護者から意見が出る可能性がある。それを区長が受けて、「なるほど、その指摘はもっともだ」と、「ちょっと調査が不足している」とか「この部分についてはまだまだだ」ということになれば、自らまた附属機関で調査をするということになって、二審制とまでは言いませんけれども、そういう立てつけになっている。

実は、この内容がなぜこうなっているかといいますと、北海道の旭川でそういった事例があつて、子どもが不幸にして亡くなってしまうというケースがあります。そうすると、亡くなっていると本人からもう何も聞けないので、加害者といわれている人たちからの状況を聞かざるを得ない。それだけでやっていくと、どうしてもこのいじめの認定だとか事

実の確認がなかなかできないとなると、やはりそこは確認ができなかったという報告になる。そうすると、当然保護者が不満に思う。それを受けて、首長の方もこれはもう少し踏み込んだ調査が必要だということで再調査をして、先般の旭川もかなりセンセーショナルな報道もされましたけれども、更に突っ込んでいじめの認定があったということをするというのは、法律では、まずは教育委員会の附属機関で先に調査をして、その後、何か問題があったり、新たな事実が判明したということになれば再調査をするということで設けたものです。

あと、平時においては、教育委員会の中で区長部局と総合教育会議ということで、今は年1回ですけれども、教育長とあと教育委員の皆様も出席していただいて、区長とやり取りをする機会を設けています。今後は年1回だけではなくて、やはり複数回必要ではないかと話がありますので、特にこういったいじめとかクローズアップされる課題がある時については、複数回開催する中で区長部局とは積極的に連携を更に行っていこうということでやっているところでございます。

では、残りのガイドラインだとか、マニュアル、基本方針については、統括の方からお願いします。

**統括指導主事（加藤）** 統括指導主事です。残り3点は私の方からお答えいたします。

まず、国のガイドラインの改定ですが、正式に出たのはこのタイミングですけれども、文部科学省の方で先んじてもう数か月前から素案ですとかいろいろな情報を先出してくださっていただきましたので、庶務課と済美教育センターとで小まめにチェックしながら、こちらの条例の骨子、そして方針、マニュアル等作ってまいりましたので、基本的には新たなものを反映して、この形でお出しできているものと思っています。ただ、正式に出たものを詳しく分析をして、もし修正等必要な場合には条例に反映させながら、基本方針やマニュアルというのは改定する必要があるれば、やはりそれは重大事態のところのみですので、学校には基本的ないじめの対応の流れはもう既に示してありますので、重大事態のところのみ改定したものを新たに示していく、そういった形を取ればなと思っています。

2点目の学校の負担をというところで、一番大きく今回、条例、基本方針、マニュアルの中で協議を重ねたのは、重大事態の調査主体の部分

です。法には重大事態が起きた場合、教育委員会が調査主体を2つの中から決めることになっています。1つが教育委員会。ですから、杉並区ですと、附属するいじめ対策委員会が主体となる調査。もう1つが学校主体となる調査。その2つが法では示されています。

ただし、杉並区では、やはり学校の負担等を考えて、学校主体の調査をせずに、重大事態となった場合には、基本的に原則として教育委員会主体の調査、ですから、杉並区いじめ問題対策委員会が主体となって調査をしていくことと、条例、基本方針、マニュアルでも示しております。

また、平時の学校いじめ対策委員会、また、その重大事態ですとか重大とみられる可能性のあるいじめ等発生した場合には、済美教育センターから指導主事、あとは学校管理職経験者がペアで、連絡があった時点で早急に学校を訪問して助言をしたりですとか、様々な資料を確認するなどして、今年度からは対応を進めていますので、学校を支援しながら対応を進めていければと考えております。

最後、記録の取り方です。マニュアルの方にも冒頭のところで、いつ、どこで、誰が、なぜ、何を、どのようにとといった視点から記録を取ってファイリングをしておきますよということをお伝えしております。加えて、定期的に校長会、また今年度は校長会とは別に夏に全校長先生を3回に分けて、こども家庭庁のいじめ調査アドバイザーを講師として呼びして研修を行うとともに、9月20日に今度は副校長研修を行って、記録の取り方ですとか、そもそものいじめの対応方法等も学校にきちんと伝えていければと考えておりますので、そのように進めてまいりたいと思っております。

**庶務課長** いかがでしょうか。何かございますか。

**大川委員** もろもろご説明ありがとうございました。既に教育委員会の方でスピーディに現場の学校に行っていただくという体制をお聞きして安心したところです。スピーディに対応することがいじめに関係している子どもたちを一番早く救えると思いますし、親御さんなどの学校に対する不要な不信を招くことがなくなると思うのです。やはり適切にスピーディに動けば、学校が信頼できると思っただけだと思いますので、ぜひこれからも充実させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。

**伊井委員** 本本当に済美教育センターの方でも、あと教育委員会の方でも本本当にいじめに対して誠心誠意これまで取り組んでいただいていると思うのですけれども、骨子案の書面の中で、区民等意見聴取の概要のところ、子どもからのアンケートがあります。数としては9,072でWEBという回答方式なので、子どもたちも答えやすかったのかどうかその辺りは分かりませんが、問5ですね、「みなさんが『いじめ』のことについて相談するとしたら、次のうち誰に相談しますか」、家の人は半数ぐらい、学校の先生というのが8.7%という辺りで、友だちよりも少ないあたりをどのように捉えるかというところは、すごくいろいろな意味で検討というか、私たち全員で考える必要があるのかなと思っています。

やはりここのアンケートの内容を見ていると、やはりお家の人に理解して言ってほしいとか、それから、お家のか、ほかのところにも相談するところが欲しいという思いも出ているので、その辺りも十分におもんばかっていたいただいて、子どもたちがどういう気持ちでこれを書いているのかなと思うと胸がいっぱいになりますけれども、重大事態が幾つか出ているというお話でしたが、日常的なところで本当に日々のことが教室の中であったり、いろいろな場所で、児童・生徒さんたちがそれをいじめとって捉えているかというところは、本当に大人は全体で考えなくてはいけない、もうそういうところに来ているのかなと思います。

それは私もその1人ですし、日々のことでどのように先生方がそれを捉えて、大変工夫していただいて、どんなことがあったらということもフローにしていいただいたり、チェックリストにしていいただいたりしているのですが、先生方が本当に迷われるところもあり、学年で共有する、それから学校で共有する、1人で抱えないようにというあたりは十分に配慮していただきたいのと、日々のことで子どもたちがどういうことを抱えているかということ、そばにいるという立ち位置で保護者の方にも十分にお伝えいただき、様々なこと、細かいことも含めて共有できるような体制を取っていただけたらいいなと願っております。よろしく願いいたします。

**庶務課長** 私、庶務課長の方からは、相談体制なんかも含めて、先ほど大川委員からもご質問の中にもあってお答えさせていただきました。当然教育委員会が中心になって相談を受けるというのはありますけれ

ども、せっかく子どもの権利条例ができる関係で、そちらでも何らかの相談体制を作る。相談の窓口なのか、オンブズマン、人なのか分かりませんが、やはり気軽に相談できるというのがどうも重要だというのがあるので、その場所だったり、どういう仕組みで相談をやるのかは今、子ども家庭部の方でいろいろ案が出ているとは聞いておりますが、本当にそういうところと連携して、子どもが気軽に「ちょっとこんなことで悩んでいるんだ」とか「こんなことでいじめられて自分としてはこうしたい」というのが、どんな場面でも気軽に相談できる体制が、教育委員会だけではなくて、区長部局とも連携してそういった体制が取ればいいなと考えているところでございます。

それ以外の、学校の先生の相談が8.7%について何かコメントありますか。

**統括指導主事（加藤）** 私も教員なので8.7%というのはショックといたしますか複雑なところで、最初見た時感じたのですが、これは全部足すとちょうど100%になるので、1つだけ選ぶような形で子どもたちが選んだものなので、そう考えると、いいほうに考えているのですが、お家の人への思いというか、そういう信頼の気持ちは子どもたちは強いのだなと、学校の先生よりもまずはお家の人に相談をしてという意味で、お家の人を1つ選んで答えた子どもたちが多いのかなと、そんな思いを持ったところです。

学校でもやはり子どもたちが相談しやすい環境、それは必ずしも担任だけではなくて、本当にそれも分担して、学年の教員ですとか、教員だけではなくて、司書さんですとか、あとは事務室の方ですとか、養護教諭ですとか、栄養士の方ですとか、本当にいろいろな方と役割分担しながら子どもたちとやり取りして、そういった情報もうまく活用して子どもたちを見守っていければなと思っております。以上です。

**伊井委員** 今おっしゃったようにいろいろな方がいらっしゃるなということに改めて思いました。皆さんでまた頑張っていけたらいいなと思います。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょう。

**前田委員** この重大事態もそうなのですが、結構いじめの話って表面化するのはいくつかの一角というのか、本当にそうじゃない部分がたくさんあるのだろうなという中で、これだけすごく大事なことで皆さん

がアンテナを張っていくというのもすごく大事なのですが、実際、先生同士がこんなことがあったということのカジュアルに相談し合えるような時間があるのかというのがすごく気になっていて、今、働き方改革とかいろいろ言われている中で、職員会議もすごく短くするとか、今、そんなこともされていると思うのです。私ほかの学校の不登校のお子さんたちと関わった時に、やはりなかなか教室に入れないうお子さんたちをいろいろな方が見ていて、さっきおっしゃっていただいたように図書室の司書の先生に見ていただいたりとか、多角的に見ていただいているというのを感じた時に、その後、情報共有が上手にできる方法が対面の、例えば職員会議だけだと、そんなに定期的でないと思いますし、先ほど即時対応が必要になった時に、もっと皆さんに情報が中で共有できるような、そういう仕組みがないと難しいのだろうなというのが1つと、どんな形で共有しているのかというのを今ちょっとお聞きしてみたいなというのが1つです。

もう1つは、今度は教育委員会との情報連携なのですが、ほかの自治体の例ですが、いわゆる問題行動調査、あれは月に1回ぐらいたしか教育委員会の方に各学校から、三島市の例なのですが、各学校からこういういじめがありましたとか、喫煙がありましたとか、そういうのが調査として上がってくるというのがあるのですが、その時にもまず学校内部で話して、生活指導主任の方が教育委員会に報告してくるのですが、その三島市の場合は、月に1回の最後の締めではなくて、もうグループウェアに登録した時点でもう教育委員会に話が入ってくるという連携もしていて、そうしていかないと、本当に月に1回の報告だと、事が遅くなってしまったりとか、あと同じ子どもが同じように報告が上がってきているかどうかというのも結構チェックすると、いじめの傾向が見えるかなと思っているので、言いたかったこととしては、教育委員会と学校側のクイックな情報連携というのが、今、メールでやられているのかもしれないですけど、どんな感じでやられているのかというのを教えていただきたいです。

**統括指導主事（加藤）** 今、ご質問いただいた学校と教育委員会の情報連携ですが、学校からはメールでこちらに何か相談事が来る場合もありますが、本当にある場合は電話1本で、教育SATに学校の管理職から、もしくは保護者の方からお電話があつて、そこからもうすぐに動き出

すということは今、行っています。

正式な報告といった形では、三島市さんのように月1回の報告というのは、今、済美教育センターでは学校に求めていません。学期1回の報告を求めているのですが、やはり先ほども庶務課長の方から重大事態が数件あって、そういったいじめの対応というのと、もう進めていかななくてはならないので、多い学校ですと一月数十件のいじめが起きる場合もあるので、それを毎月、そしてどこまで学校から報告してもらって、こちらでその内容を確認するのかというの、全て詳細になると学校も、そしてこちらとしてもそれは難しい面がありますので、現在、学校から月1回報告をしてもらうとした時に、どういった形で学校から報告をしてもらうのがいいのかというのを、校長会等ともやり取りをしながら検討しているところでございます。

ですから、早急に対応が必要なものですとか、学校が相談したいという場合には、もうスピーディに電話1本でこちらの担当者とまずはやり取りをするということをして現在はおしております。

それから、学校の中での情報共有となりますと、小中学校でちょっと違う部分がありますが、小学校は、先生方が集まった打合せというのを多分夕方にやるケースが多いです。ですから、夕会と申しまして、月1回、例えば金曜日の夕会はそうした週の様々な案件について、各学年で出し合って協議をする時間というのを設定しているような学校が比較的多いと認識しています。逆に中学校ですと、やはり3つの学年がありますので、そうした中でその学年の中でやり取りしたこと、やはりこれも週1回、これは全員というよりも、例えば管理職と生活指導主任と学年主任と、その学校の核となる教職員が加わって行うような会議の中で共有をしていく、そういったケースが多いと考えています。

やはり案件によってはどうしても時間外にということが出てきてしまうケースはありますが、先日の定例会の中でも私の方から授業時数を今年度、各学校から余剰時数をもう決まった時数でいいですとか、土曜日の教育活動についてもある程度学校が工夫をして、毎月毎月実施するのではなくて、進められるように、時間をうまく生み出せるような学校への投げかけですとか、そういったものを進めていますので、そうした中で上手に時間を生み出して進めていってほしいなという思いは持っております。

**前田委員** ありがとうございます。本当に目を光らせていろいろやるとたくさん出てくるだろうし、でも、延ばしてはいけないものもたくさんあるだろうしというところで、本当に現場に立っていらっしゃる先生方のご苦労と努力にはとてもありがたい気持ちもあるのですが、そこがうまく回るように少し様子を見ながらやっていく部分もあるかと思うのですが、引き続きサポートいただければと思っております。よろしく申し上げます。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。

**教育長** 今のに関連してですけれども、せっかく条例ができてガイドラインができたので、やはり今、前田委員からご指摘があったとおり、学校と教育委員会との情報共有の仕方については、抜本的に見直す必要があるのだろうなと思っています。

今までも学校から報告が上がってくる時に、その軽重の判断を学校に任せているので報告が遅れたり、「いや、それは重大事態だよね」というところの判断に間違いがあったりしたことが、やはり初期対応で課題になったことがあるので、学校に負担にならないようにいかに効率よく、でも漏れのないように把握して対応できるかということと一緒に考えていきたいと思っています。

**對馬委員** 皆さんのおっしゃらなかったことで、多分人間がたくさん関わっていくと、どうしてもこういう案件というのはある程度大なり小なりあっても仕方がない部分もあると思うのですが、ちょっと先生を見ていると、時々いじめが起きないようにすごく気をつけることに一番ウエートが置かれているというか、先生はそうじゃなくて、わくわくする授業とかをやってほしいなと、楽しいことをいっぱいやって子どもたちが学校楽しいな、毎日来たいなと思う、そっちもすごく力を入れてほしいなと思っています。

1つ、直接いじめとの関連性があるかどうかというのは分からないですけれども、小学校で教科担任制を取り入れている学校が今年出てきましたよね、去年からか。そういうのも私はやはりすごく大事なことで、子どもにとってもいろいろな先生と関わって、いろいろな人に相談ができるであったり、先生の方もいろいろな子を見ることができたり、いろいろな目線で子どもたちのことを見ることができるといえるのは、いじめのことだけじゃなくて、やはりいろいろなことが関係して、こうい

う結果が出てくるということもあるのではないかなと思っていますので、今まで当たり前だったことをちょっと変えたら少し変わるということにぜひトライしていただきたいと思います。

**統括指導主事（加藤）** やはり大人でもいろいろなトラブルはあるので、まして子どもであれば人間関係の中でトラブルは起きて当然だと考えています。そうした中で、行為を受けた側が心身の苦痛を感じたら、今はもうそれは、いじめとして認定して進めていかなければならないので、そうした子どもたち、そして保護者の方とのやり取り、また、子どもたちの様子を先ほどのチェックリストではないですけど、担任だけではなくて教職員がうまく分担しながら子どもたちの様子を毎日見守って、「あれ？」といった時に声をかけるですとか、よく観察するですとか、様々なやり方をしながら、学校に来られないとか本当に大きな傷を負ってしまうですとか、そういったことにならないように、みんなで取り組んでいけるような形を進めていければなと思っています。

先ほど、管理職向けの研修のお話をさせていただいたのですが、やはり管理職から教職員に伝えるだけではなくて、管理職が教職員に伝えるにしても、例えばプレゼンテーションの資料を済美教育センターで作成して学校の研修で活用していただけるような、そういったものも今は検討しておりますので、今年度中にそういったものを学校に配布しながら、学校全体、教育委員会と一緒にあって対応していければと考えております。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。

**前田委員** 今のお話でちょっとアイデアなのですけども、例えば管理職にした研修を録画しておいて、各先生たちがいつでも見られるような形で、同じ情報が渡るような、そういう工夫もできたらいいのかなと思いついておりました。ぜひみんなで共有できるように、あとは手間もなるべくなくして渡っていければなと思っていますので、よろしくをお願いします。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

それでは、ないようでございますので、報告事項の1番と6番についての質疑は終了させていただきます。

続きまして、報告事項の2番「学校徴収金の公会計化の今後の方向性

について」、学務課長からご説明申し上げます。

**学務課長** 「学校徴収金の公会計化の今後の方向性について」、ご報告いたします。

この学校徴収金の公会計化につきましては、区の方で今年度検討の上、来年度試行実施、8年度に実施ということを計画してございます。今般、検討を進めた上で、今後の取組の方向性を以下のとおり整理いたしましたのでご報告いたします。

この間、検討していた中での課題ということですが、大きく2つございます。ソフト面としましては、学校徴収金と一言で言っても多種多様でありまして、それぞれ性質が異なっているところがございます。この徴収金ごと、公会計化の適否の判断、それから公会計化に向けた課題の整理・解決には相当の時間を要するだろうということが分かりました。

もう1つ、ハード面といたしましては、児童・生徒約3万人ございます。これらの3万人の徴収事務を円滑に行うために、徴収管理システムの構築が必要となりますが、このシステムは学齢簿システムとの連携、それから、学校情報ネットワークシステムの活用、こういったことが必須となるところでございます。ところが、現在、学齢簿システム、それから学校情報ネットワークシステム、両方とも再構築等の最中がございますので、この徴収管理システムを構築するのは、それら関連するシステムの再構築等が完了した後に行うのが効率的であると考えたところでございます。

しかしながら、こういった課題がある中でも公会計化により会計の透明性の向上というのは図っていく必要があるということから、今般、学校徴収金全部を一斉に公会計化するのではなく、課題整理のできたものから順次公会計化をするという形にしたいと考えてございます。

そして、7年度、来年度からでございますが、学校給食費の公会計化を先行実施することといたします。理由といたしましては、現在、無償化をしてございますので、児童・生徒3万人からの学校給食費の徴収がございません。教職員等の徴収のみになってございますので、他の徴収金と比較しますと、徴収管理対象が非常に限定的でございますので、徴収管理システムを導入することなく公会計化を実施することが可能と判断いたしました。

その他の学校徴収金については、引き続き課題や解決策の検討を進めていく形になります。

2枚目でございますが、7年度からの学校給食費の公会計化に向けての今後の検討の流れでございます。

まず、大きな1つ目としては、公会計化のスキームを具体的に検討することでございます。3枚目にちょっと参考で載せさせていただいてるところでございますが、事務処理の流れのイメージをご覧ください。

まず契約・支出につきましては、現行が左側のように事業者と学校がそれぞれ契約から支払までそこで完結している状況になってございます。公会計化になりましたら、ここに区と教育委員会が絡んでまいります。まず、事業者には新たに食材納入事業者登録制度というのを創設いたしまして、教育委員会の方で一定の要件を満たしているかどうかを確認して登録してもらいます。その登録した事業者と区の方で契約を結びます。その後、学校はこれまでどおり発注と納品の作業を行います。その上で、学校はそれぞれの事業者から請求額は月単位で幾らだったといったところを区の方に報告していただきまして、区の方は事業者からの請求書とその額が合っているかどうかを確認した上で、支払い事務を区の方が行うという形になります。

この徴収事務につきましては、今も教職員等は学校に給食費を払っているのですが、それが大きく変わることは考えておらず、ただ、学校長を金銭出納員に任命する形にいたしますので、公会計化後は、会計事務規則にのっとった金銭出納員に教職員等が支払い、その金銭出納員が区に給食費を納入するという形に変えていきたいと思っております。

資料、戻りますが、今後必要な規定の整備等を行いながら、引き続き各学校の校長や学校教職員等の意見を踏まえつつ、具体的な検討を進めてまいりまして、その上で7年4月の学校給食費の公会計化を開始したいと考えてございます。私からは以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

**前田委員** とても基本的な質問なのですが、校長が金銭出納員として給食費をもらっているということなのですが、各先生も現金で払っている感じなのですか。

**学務課長** 現在もですが、口座振込という形で、給食費は現金を扱って

いないです。ただ、保護者が試食会とか、そういったものであれば、多少ですが現金は今後に残っていくかなと思っております。

**前田委員** 分かりました。いや、本当に現金で出し入れしているかと思ってちょっとびっくりしたのですが、振込ということでちょっと安心しました。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。

**大川委員** 今回は給食費について公会計化をしていくということなのですが、変化するによって、それぞれの学校で独自の給食のメニューというのですかね。特に杉並は地元の野菜を使って給食で食育もやっている。そうすると、規模の小さな納入業者がはじかれてしまうことにならないかとか、学校ごとの独自の給食メニューというのが画一化されてしまうことにならないかと思ったのですが、そこは変わらないのですか。

**学務課長** そこは全く変えないように、今は学校の方に区の方から助成金としてお金が払われて、そこで学校が支払いをしているのですが、支払い業務は区の方で行う、ここが大きく変わるところなので、学校は今まで地域のいろいろなお店とか、あと農家さんとやり取りしていますので、そこはこれまでどおり大切に、給食のメニューの方も特に公会計化によって影響があるということは考えていないので、これまでどおり大丈夫と思います。

**大川委員** 登録したり契約したりというプロセスを区とやるのが、小さな農家さんとか地場の業者さんに負担になるのかとちょっと心配したのですが、そういうことはないということですね。

**学務課長** やはりこれまで培ってきた関係があるお店とか農家さん、公会計化が入ったことによって切れてしまうのはよろしくないと考えておりますので、できる限りそういった業者を大切に、食材の登録制度なのですけれども、これにつきましても本来は18億、19億のお買物になりますので、一般入札が普通になるかなと思うのですが、学校給食は地元の野菜とか地元のお店、それから安心安全とかそこが重要になりますので、随意契約にどうしてもならざるを得ないと考えています。そのためにも登録制度を設けて、今まで学校で契約していた事業者も全て登録していただいて、その中から学校が選ぶという形を考えております。

また、登録が大変で今までやっていた学校との付き合いを辞めてしまう業者が生まれるのは絶対避けたいと思っていますので、登録といっても本当にどんな小さな事業所さんでも登録の内容が書けるような、そういった形で工夫していきたいと考えています。

**大川委員** ありがとうございます。安心しました。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょう。

**前田委員** 追加で。今回公会計化の目的が透明性の向上ということだったと思うのですが、どういうところに透明性の向上の効果が出てくるのかというところをちょっとお聞きしたくて。例えば給食に関しては、保護者として年度末にこういうお金を使いましたという監査というか、報告書があったなと思うのですが、あれでは足りず、もう少し踏み込んだ監査があるのかとか、そこら辺教えてください。

**学務課長** これまでもしっかりと学校給食、学校徴収金のルールの下でやっていて、保護者にお示ししているところです。ただ、やはりそれがいわゆる私費会計という形で、本当に学校独自のルールで、学校の中、保護者との間だけで全て終わっている状況になります。これが公会計化になりますと、歳出歳入ともに決算の対象になります。決算、それから予算の対象になりますので、そこで議会等でしっかりと透明性を、透明性というかここでこれぐらいお金を使っています、決算であれば、この事業者にこれだけのお金をこのように支出していますと、もっと細かいところまでしっかり区の方でも把握できますし、また、そういったものを議会等でご説明することもできます。

また、監査委員の監査の対象にもなりますので、これまで以上に1歩、2歩進んだ透明性の確保につながると、そのように考えています。

**前田委員** ありがとうございます。学校ごとにやっていたところが、議会にも見せるので横でも見合うことができ、この学校は何かがあるとか、そういうところも分かりやすくなるのかなと理解しました。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、報告事項の2番についての質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項の3番、「中学校特別支援教室拠点校の増設に伴う巡回指導エリアの変更について」、特別支援教育課長からご説明申

申し上げます。

**特別支援教育課長** 私からは「中学校特別支援教室拠点校の増設に伴う巡回指導エリアの変更について」、ご報告をいたします。

特別支援教室は区内全ての小・中学校に設置しておりますが、児童・生徒に指導を行う教員、巡回指導教員といいますが、拠点校に配置しております。巡回指導エリア内の学校を定期的に巡回し指導を行っております。

現在、中学校は巡回エリアを3つに分けまして運営を行っているところですが、生徒数の増加に伴う巡回指導教員の増加による職員室の確保ですとか、巡回指導エリアが広範囲であることの教員の移動等の負担などの課題を踏まえまして、今回、以下のとおり拠点校を新たに1校設定いたしまして、各エリアの巡回校の見直しを図ることとしたものでございます。

1番、拠点校及び巡回指導でございますけれども、現在は東田中学校、中瀬中学校、高井戸中学校を拠点校とした3エリアで、各エリア7校から8校の巡回ということになっております。

今回、新たに泉南中学校を拠点校に設置いたしまして、各エリア5、6校になるよう見直しをしております。エリアごとの巡回校は表に記載のとおりでございます。

また、別紙にエリアごとの地図も新旧つけておりますのでご覧いただければと思います。

最後に、今後のスケジュールですけれども、今月、区議会の文教委員会で報告を行った上で、巡回指導エリアが変更となる学校の保護者へ説明を行うこととしております。その上で令和7年度から記載の新たな巡回指導エリアの運用を開始する予定でございます。私からの説明は以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

**伊井委員** すみません、いろいろご尽力を頂きありがとうございます。特別支援教室を利用する生徒が当初の1.6倍に増加したことに伴うということで、今回の措置でございますが、これだけ4か所に分けてということで、手厚いご指導が頂けるものと思いますが、人的配置などについて、どのような形に変化があったのかということか、その辺りをちょ

っと詳しく教えていただけたらと思います。

**特別支援教育課長** 巡回教員の配置ですけれども、特別支援教室の生徒数12人に1人という形で今、配置となっております。今、231人、中学校、特別支援教室の生徒がおりますので、それで12で割ってということで20名からという形になっております。今、拠点校が3つですので雑駁ですけれども7から8と。エリアによって多少はありますけど、そういう状況になっていきます。そうすると、今、ご説明をしましており、1校あたりの配置される先生の数も増えるということで、やはりそこら辺は少し平準化したいと。

今、3エリアということで、地図を後ろにつけておりますけれども、ご覧いただければ南のエリアの方がかなり広いので、週1の形で大体巡回するのですが、やはりそれぞれ回る先生の負担もあるというところで、少しそのところを今回分けて、エリアを4つにして、1校あたりのところを4人から5、6人配置するという形で今回見直しを図った、そんなところなんです。

**伊井委員** ありがとうございます。様々にいい形でサポートいただけるのかなと期待しております。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

**特別支援教育課長** ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。

**大川委員** これは小学校も同じように拠点校があって巡回という制度をとっていませんか。もしそうだとしたら、そこと何か関係とか、今後、小学校も変えていく予定とかあるのかとかが分かれば、というところなのですが、いかがでしょうか。

**特別支援教育課長** 今、小学校特別支援教室に通われている方が、全部で今年度765名おります。実は小学校の方も増えておりまして、特別支援教室ができた頃は小学校拠点校は8でした。ただ、やはりこちらも増加してということで、5年前、拠点校を10校に増やしまして、1拠点あたり4校ということでこの間やっております。

ただ、やはり児童数も増えているということで、小学校の校長会とかからも、そういう拠点校が今後更に増やしていく必要があるのではないかと要望も若干ありますので、そういう各エリアの児童の状況とかそういうものを見ながら、またそこは考えていきたいと、そのように考え

ております。

**大川委員** ありがとうございます。そうすると、小学校で増加傾向だと、更にまた次に、何年後かに同じように中学校も見直していくことが計画されているという感じなのですかね。

**特別支援教育課長** 児童・生徒の入室の状況にもよりますので、そういうところの推移なども見ながらということで考えてまいりたいと存じます。

**大川委員** ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。

**前田委員** この拠点校を回るということなのですけれども、ちょっとそのイメージを、私、不勉強ながら教えていただきたいのですが、例えば1校に行った時には、朝から例えば6時間目が終わるまでいらっしゃるといふ感じなのですか。

**特別支援教育課長** 週1回指導するというところで、基本的には朝から夕方までといたしますか、6時間目までというところですが、それぞれの学校ごとに特別支援教室に入られている数も違いますので、状況によっては、午前、午後を分けてとか、そんな形で巡回しているところでは。

**前田委員** ありがとうございます。そうすると、今、人数が増えたことで、学校側としては子どもの数が増えたので、例えば25人とかいたら先生が2人来てくれるようになったみたいな、そんな感じですか。12人に1人というところだったのですけれども。

**特別支援教育課長** まず先生の配置に関しては、区全体の特別支援教室の入室している児童・生徒の数で割るものですから、それでまず配置されると。その上で今、3つに分かれていますから、20人なら20人の先生をどのように配置するかというところは、区の方でも考えながら行っているところです。今回、4つに分かれるところですので、そのところを見直しを図りつつということになります。

ただ、エリアがその分少し小さくなりますので、それぞれ拠点校ごとに先生が4人とか5人とか6人配置されますので、一緒に回りながらというところは、よりきめ細かくなるかなと、そんなふうに思っております。

**前田委員** ありがとうございます。追加で、先ほど校長会の方からもも

っと人数を増やしてほしいという要望が来ているということなのですからけれども、例えば今、週に1回という話ですけど、もっと週に2回とか増やしたほうがいいのではないかとか、そういうのを含めてほかにも何か特別支援教室に関して来ている要望というのはあるのですか。

**特別支援教育課長** 人数を増やしてほしいというか、やはり児童の数が増えることによって、先生の配置も増えてということで、拠点を増やしてほしいと、そういうところで要望はある状況です。

この間、5年間、小学校の方は10拠点ということでやってきたのですけれども、やはりエリアによって当然、もともと小学校の児童数も多い少ないところもあるので、やはりそういうところもちょっと見直しをして、状況なども見ながら、必要に応じてと考えております。

**前田委員** ありがとうございます。今、本当に教室にいる子どもたちの状況がすごく多様化しているというのは、よく文科省とかでも言われていることですがけれども、こういう要望が増えたり、特別支援の教室に行くお子さんが増えるということは、そうだろうなと思う部分もあるので、ぜひ、特別支援の教室が増えることで、学校の現場のほかのクラスの先生との連携が必要になったり、もちろん先生の助けになることもあると思うので、ぜひ動きを見ながら人材配置も含めて、引き続き検討をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

**特別支援教育課長** ありがとうございます。もちろん巡回をする先生だけで指導をするわけではなくて、当然通常は通常の学級の中で子どもたちはいますので、そこの担任の先生とか、いろいろな方々と連携をしながら、子どもたちの支援を図ってまいりたいと存じます。

**庶務課長** ほかに何かないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので報告事項の3番についての質疑は終了いたします。

続きまして、報告事項4番、「杉並区立杉並第一小学校の改築に向けた取組について」、あと、関連しますので、その次の5番、「阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業計画変更に伴う仮換地指定の同意について」、両方とも学校整備課長からご説明を申し上げます。

**学校整備課長** 「杉並第一小学校の改築に向けた取組について」、ご報告いたします。同校の改築におきまして、改築基本計画をこの度定めたということで、その旨のご報告になります。

改築基本計画の策定のまず経過でございますが、この基本計画の中心になりますのが、別紙2で後ほどご説明します改築基本方針ということで、改築に当たってどのような学校づくりを目指していくかといった内容のものでございます。この検討に当たりましては、4月から改築検討懇談会を立ち上げまして、8月にかけて4回開催をし、その中での検討を進めてきたという状況でございます。

また、今回、阿佐ヶ谷のまちづくり、そういった周辺の動きなどもございまして、こうした改築検討懇談会はこれまでのほかの学校改築においても行ってきたところですが、②で記載してございますあさがやまちづくりセッション、このセッションというのは、阿佐ヶ谷はジャズのまち、そういった意味も含めてまちづくりを考える取組の中で、杉一小の改築をテーマにして開催をいたしまして、24名の方がワークショップにご参加いただいて、改築に当たってどういった学校を目指したらいいかと、そういったご意見をいただきました。

そのほかにも今回学校の児童315名、1年生から6年生まで全員にアンケートを取りまして、「杉一小のどんなところが好きか」とか「学校をつくるとしたらどんな学校にするか」、そういったこともアンケートを実施した。また、懇談会の中では、教職員の方の意見もしっかり聞いてほしいというご意見も踏まえまして、アンケートを取ったと。そういった様々な意見を懇談会の中で紹介しながら、改築基本方針を定めてきたという経過でございます。

基本方針の概要については、(2)に記載のとおりでございますが、ちょっとこれは後ほど別紙の方でご説明をいたします。

裏面の方で、今回の改築の施設規模でございますが、この間の児童数の推移、それから今後の推計の状況を踏まえまして、現在は12学級でございますが、新校舎については普通教室15を見て整備をするということ考えてございます。

(4)の用地のところでございますが、こちらは5番の報告事案でも関係してまいりますが、今回移転ということで、6,815平米の用地が確保できたということで、こちらについては、現在の杉一小の敷地が近年借地で追加した部分を含めて、約5,800平米でございますので1,000平米程度増えているという状況でございます。

その他、今後の進め方でございますが、設計事業者の選定に当たりま

して、かような意見を踏まえて策定してきたこの改築基本方針をどのように具体化をしっかりとしていくかといったこと、それから、今回、連鎖的な建替えになりますので工期の厳守等も求められるところから、公募型のプロポーザル方式で実施することといたしております。

また、学童クラブにつきましては、方針が子ども家庭部の方で現在検討中でございますが、まずプロポーザルに当たりましては、学校内に併設するということを想定して当面の設計については進めることとしております。

今後のスケジュールでございますが、設計事業者の公募を今月中に開始いたしまして、12月をめどに選定し、基本設計に着手。今後については、令和9年1月に新校舎の建設工事に着工、新校舎の運営開始については令和11年4月、それに向けて取組を進めてまいりたいと思っております。

別紙の1の方が基本計画の本体でございますが、別紙2の方に概要版をつけてございますので、そちらの方をご覧くださいと思います。

別紙2のカラーのものが改築基本方針の全体像でございますが、まず大きな表題としましては、「子どもたちが輝き、地域とともに学びを創造するオンリー1があふれる学びのプラットフォーム杉一小」。その下に3つのビジョンといたしまして、真ん中のビジョン1については、子どもたちの教育環境に関すること、左側のビジョン2については、防災の関係、あるいは環境配慮に関すること、それから右側のビジョン3につきましては、地域との関係に関することということで、大きく柱立てをしてございます。

その下に8つの目標、更にそれぞれの取組ということで、具体化をしておりますが、他の学校でない、今回杉一で特に入れたというところで幾つかかいつまんで申し上げますと、まずビジョン1の子どもたちの教育環境に関するところだと、目標3の中で、やはり移転をしてしっかりと敷地も広がりますので、広い校庭にしっかりとっていくところですか、ジュニアバンドの活動がかなり盛んだというところで、今まで中杉通り側で周りに音も気にせずできていたのではないかと。移転先においても引き続きそういった活動がしっかりできるような学校にしたいというところで、そういった記載もしてございます。

また、目標4のところにつきましては、今回、教職員へのアンケート

もさせていただいて、やはり今の杉一小は狭いというところもございました、収納スペースの充実ですとか、働きやすいような動線、そういったところも記載したところがございます。

また、左側のビジョン2の関係で申し上げますと、目標の5の中では、やはり阿佐ヶ谷から高円寺にかけて木密地域でございますので、震災時にもしっかり救援所になるような堅牢な学校と。それから、水害のハザードマップのご心配も頂いていますので、そうしたところもしっかりやっていくといったこと。

それから、環境配慮としてはゼロエネルギービルということで、ZEB化への対応ですとか、今回、阿佐ヶ谷北東地区全体で建替えといったことがございますので、周辺とも景観的にもあるいは自然環境とも調和したような学校をしっかりとつくっていくといったことを記載してございます。

また、最後に黄色いところのビジョン3、地域との関係に関するところですが、こちらについては、杉一小はかなり今までも地域に支えられてきた学校ということで、そうしたところもしっかり今後も継続できるようなといったところ、それから、商店街やジャズ、七夕といった地域とのイベントもこれまでも交流してきてございますので、そういったところが引き続きできるようにというところで記載をしているところがございます。

報告事項4につきましては以上でございます。

続きまして、報告事案の5番、「阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業計画変更に伴う仮換地指定の同意」ということでございます。

阿佐ヶ谷駅北東地区の土地区画整理事業につきましては、令和元年に施工認可を行いまして、その際に仮換地を1回行っておりまして、教育委員会でもご報告した経過がございます。今回につきましては、その区域を一部変更したということで、これに伴いまして杉一小の敷地、移転先の敷地の形がよくなった、あるいは面積が増えたという状況でございます。

内容としては、別紙1をご覧いただければと思います。別紙1で赤く編入土地となっているところが、こちらが実は2敷地に分かれていますけれども、こちらが民地で今まで学校敷地として取り込めていなかったところがございます、ここが奥行きが20メートル近く学校敷地

に食い込んでいるということで、新校舎の建設に当たって制約が出るということで、この間交渉等をしてきて、区画整理の中に入っていたいただいて、片方についてはA街区、今の杉一小の建っている一番中杉通りに近い街区の方に付け替えた。

もう1件につきましては、別紙2の方で変更後が記載してございますが、別紙2でいうところの右上の学校が移転するところの⑤64平米と書いてあるところに移転をしていただくということで、この編入土地については学校用地として使えるめどが立ったという内容でございます。

これによりまして、先ほどご説明申し上げましたとおり6,815平米に杉一小の移転先の敷地の形、面積等が確定してきたという状況のご報告でございます。

報告は以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの2件の報告内容につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

**對馬委員** とてもとても長い間、杉一とその地域の方々には待っていたので、ぜひいい校舎が一日も早くできて、安全で安心して通えて、更に子どもたちが楽しんできらきら輝けるような教育のできる、地域の方にとってもやはり新しい誇りになるような校舎が早くできるといいなと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないということで、報告事項4番及び5番につきましては以上でございます。

続きまして、報告事項の7番、「高円寺駅前図書サービスコーナーの移転」につきまして、中央図書館長からご説明申し上げます。

**中央図書館長** 平成19年のホテルメッツ高円寺の開業時にホテルの3階に区民事務所とともに、区民の利便施設として図書サービスコーナーを配置いたしました。そこで予約本の貸出、返却業務を行ってまいりました。

令和6年度末、今年度末でホテルとの賃貸借契約が満了するため、サービスコーナーの継続について検討してまいりましたが、利用者が他のサービスコーナーと比較しても多いこと、それから、近隣の区立施設の一部を使用すること、このめどが立ったことから、サービスコー

ナーを移転して業務を継続させることといたしました。

施設の現況でございますけれども、資料記載のとおりホテルメッツ高円寺の3階にございまして、サービスコーナーと会議室として活用しております。月額賃料は、税抜きで123万3,000円です。移転先でございますけれども、現施設から徒歩2、3分、高円寺南保育園や区の職員住宅が併設している施設の4階にあるゆうゆう高円寺南館の一部、その異世代交流室を改修して使用することとしております。

なお、サービスコーナーが移転することによりまして、現施設の賃貸借契約は更新しないこととなります。

今後の予定でございますけれども、令和7年3月末で現施設の業務を終了いたしまして、移転先の部屋を改修した後、4月下旬を目途に業務を再開させていただきたいと考えているところでございます。報告は以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの報告内容につきまして、何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

**對馬委員** サービスコーナーはいいと思うのですが、2、3分のところであって。返却ポストはやはり駅の近くにあるからすごく使っているような気が私はするので、本当はもうメインの駅に全部返却ポストを置いてくれたらいいのになと思ったりもするのですが、ポストだけでも残すということは、やはり難しいということなのですね。

**中央図書館長** 返却ポストを残すと、そのところに取りに行かなければいけないところがありますので、その作業がやはり結構雨風が多い時にも、やはり本がぬれてしまったりとかいろいろなこともありますし、やはりそこには一定の委託契約が関わりますので、なかなか難しいというところがあるのが1点、返却ポストは今度、同じようにゆうゆう高円寺にも入れたり、1階につくる形になるのですが、やはり、今、オーダーがあるように、各駅のところに返却ポストをとっているのですが、ほかのところを見ていると、例えばくず箱と間違えてしまったりとか、何かいたずらをされてしまったりという、やはり本を守るといえるか、そういうところがすごく難しいという課題があるので、そういうところが解消できたら少し考えていかなければと思います。でも、ご意見はすごくよく分かるところでございますけれども、今後の課題として考えているところでございます。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。

**大川委員** この移転に伴って結構面積も減ってしまうので、本棚の数は縮小されるのかしらというところと、あと約1か月間稼働しない期間があるのですけれども、やはりどうしてもこの期間というのは必要になってしまうのでしょうか。

**中央図書館長** まず、面積のことをございますけれども、この資料に記載したところをございます、現在の施設面積は、会議室も含め全体で297.52平米で、図書サービスコーナーはそのうちの85平米です。移転後の異世代交流室は60平米なので、十分対応できると考えているところをございます。

それと、もう1つの質問になりますけれども、期間は本来なら3月までに改修して4月移転できればよかったですのですが、異世代交流室、今、ゆうゆう高円寺の方で事業として使っている。その事業は3月末までどうしてもやっていたいかなければいけないというのがあって、その後大きな改修にはならないので1か月と考えています。あとは、ちょうど4月には近くの方に高円寺の図書館が移転してきますので、そういうところで代用ができた、そういうところもありますので、そういうところで考えていきたいなと思っております。

**大川委員** ありがとうございます。確かに高円寺のところにはそういう総合的な施設が開館するのですけれども、それと併せてご説明などいただくと理解も深まるのかなと思いました。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、以上、7番についての質疑は終了いたします。

**教育長** それでは、冒頭決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に、庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

**庶務課長** 次回の教育委員会定例会につきましては、議会のスケジュールの関係がございますことから日程を変更させていただきます、9月18日水曜日午後2時からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

　　非公開

**教育長** それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。